

# 山梨県公報

第百十四号

令和二年

七月二十日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 家畜伝染病の発生……………三九三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三九三
- 特定計量器の定期検査の実施……………三九三
- 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………三九五
- 開発行為に関する工事の完了について……………三九五

## 告示

### 山梨県告示第百二十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和二年七月九日

### 山梨県告示第百二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 急傾斜地崩壊危険区域

平成二十八年山梨県告示第三百三十八号中の標柱番号七号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号二十一号の標柱を結んだ線、標柱番号二十一号から二十三号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号二十三号と同告示中の標柱番号十号を結んだ線及び同告示中の標柱番号七号から十号を結んだ線に囲まれた区域

冠	標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番
二十一	二十一	南巨摩郡	身延町	遅沢	山王地	二七七二番	
二十二	二十二	同	同	同	冠	二九四三番一	
二十三	二十三	同	同	同	同	二九五一番一	

## 公告

### ● 特定計量器の定期検査の実施

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、令和二年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又	令和二年九月二日	午前十時から午後三時まで	甲斐市役所 双葉支所	甲斐市のうち旧双葉町	一般社団法人山梨県計量協会
	令和二年九月三日	同	北杜市役所 高根総合支所	北杜市	同

は第二号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

令和二年九月四日	同	北杜市役所 長坂総合支所	同	同
令和二年九月七日	午前十時から 午後二時まで	北杜市武川町高齢者活動センター	同	同
令和二年九月八日	午前十時から 午後三時まで	白州町農村婦人の家	同	同
令和二年九月十日	午前十時から 午後二時まで	北杜市役所 小淵沢総合支所	同	同
令和二年九月十一日	午前十時から 正午まで	北杜市大泉総合会館	同	同
令和二年九月十四日	同	北杜市役所 明野総合支所	同	同
令和二年九月十五日	午前十時から 午後三時まで	須玉ふれあい館	同	同
令和二年九月十八日	午前十時半から 午後二時まで	秋山老人福祉センター	上野原市のうち旧秋山村	同
令和二年九月二十三日	午前十時半から 正午まで	水源の郷やまゆりセンター	道志村	同

令和二年九月二十五日	午前十時半から 午後二時まで	山中湖村役場	山中湖村	同
令和二年九月二十八日	同	ふれあいサロン三ツ峠	西桂町	同
令和二年九月二十九日	午前十時から 午後三時まで	忍草コミュニティセンター	忍野村	同
令和二年十月二日	午前十時半から 午後三時まで	山道ホール	鳴沢村	同
令和二年十月六日	午後一時半から 午後三時まで	富士河口湖町役場上九一色出張所	富士河口湖町	同
令和二年十月七日	午前十時半から 午後三時まで	富士河口湖町中央公民館	同	同
令和二年十月八日	同	同	同	同
令和二年十月九日	午前十時半から 正午まで	富士河口湖町役場足和田出張所	同	同
同	午後一時半から 午後三時まで	富士河口湖町役場勝山出張所	同	同

令和二年十月十二日	午前十時から午後三時まで	市川三郷町役場本庁舎	市川三郷町	同
令和二年十月十三日	午前十時から午前十一時半まで	市川三郷町総合福祉センター	市川三郷町	同
同	午後一時半から午後三時まで	市川三郷町役場六郷支所	同	同
令和二年九月二日から令和三年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限る。）	今期検査を実施する区域全般	同
令和二年十月十四日から令和三年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日	同	個別に県が指定する場所（令和二年十月十三日までに検査を受けなかった場合	同	同

皮革面積計	令和二年十月十四日から令和三年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例に定める県の休日を除く。）	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所
-------	---	--	------------	----------

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（岩手地区畑地帯総合整備事業（担い手支援型））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。  
 令和二年七月二十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
  - 二 縦覧期間 令和二年七月二十一日から同年八月二十一日まで
  - 三 縦覧場所 山梨市役所
  - 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年九月七日まで
  - 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年一月二十二日まで
- 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和二年七月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字上ノ段三千七百三十二番三、三千七百三十八番一の一部、三千七百三十八番三、三千七百三十九番の一部、三千七百四十番の一部、三千七百四十番二の一部、三千七百四十一番、三千七百四十二番、三千七百四十三番の一部、三千七百四十四番一の一部、三千七百四十四番二、三千七百四十四番三の一部、三千七百四十六番の一部、三千七百四十七番、三千七百四十八番一、三千七百四十八番二の一部、三千七百四十八番三、三千七百四十九番、三千七百五十五番の一部、三千七百五十九番一の一部、三千七百六十六番一の一部、三千七百六十七番一の一部、三千七百六十七番四の一部及び三千七百八十五番一の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津千七百番地

富士河口湖町長 渡辺喜久男